



2025年5月23日

各 位

会社名 株式会社インターネットイニシアティブ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 谷脇 康彦
(コード：3774、東証プライム市場)
問合せ先 取締役 副社長執行役員 CFO 渡井 昭久
(電話：03 (5205) 6500)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日 2025 年 5 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり、業績連動型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 6 月 11 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 48,834 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,608.5 円
(4) 処 分 総 額	127,383,503 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（業務執行役取締役に限る）7 名 16,915 株 当社の執行役員 19 名 20,045 株 当社子会社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）6 名 7,787 株 当社子会社の執行役員 4 名 4,087 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024 年 5 月 24 日開催の取締役会において、2024 年 5 月 10 日付で公表している中期経営計画（当該中期経営計画及び当該計画の期間終了後に順次策定する中期の経営計画を以下「中期経営計画」と総称する。）に掲げる目標の達成による中長期的な企業価値向上に向け最適にインセンティブを働かせると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを狙いに、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）、執行役員及び当社子会社取締役に対し、中期経営計画の達成度合いに連動した中長期インセンティブプラン（LTI）を導入し、また LTI の導入に併せて、当社の取締役及び執行役員に対する従来の株式報酬型ストックオプションを廃止して同程度の内容の譲渡制限付株式報酬へと改め、従来の単年度業績賞与としての譲渡制限付株式報酬を同様の内容として継続することを含めて決議をしております。

この制度は、対象取締役の役位により、一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する在籍条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度 I」という。）、一定期間（原則として 1 事業年度を対象期間とする）の業績目標及び業績成長の達成度に応じて当該期間の終了後に譲渡制限付株式を付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度 II」という。）及び中期経営計画と同一の期間を対象期間とし、対象期間中における各事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）の業績目標及び業績成長の達成度に応じて決定される数の譲渡制限付株式を、評価対象事業年度終了後に付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度 III」といい、「本制度 I」及び「本制度 II」と併せて「本制度」と総称する。）から構成するものとします。本制度につきましては、2024 年 6 月 27 日開催の当社第 32 回定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、本制度 I、本制度 II 及び本制度 III 全部について年額 7 億円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の

普通株式の総数は、本制度 I、本制度 II 及び本制度 III 全部について年 140,000 株以内とすることにつきご承認をいただいております。なお、当社の完全子会社の株式会社 IIJ グローバルソリューションズ（以下「IIJ グローバル」という。）においては、2022 年 4 月 26 日開催の取締役会にて、業績賞与に相当するものとして、同社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（以下「IIJ グローバル対象取締役等」という。）を対象に、譲渡制限付株式報酬を支給することを決議しております。

今般、当社の連結業績及び当社と IIJ グローバルの単体業績の状況を鑑み、当社の対象取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」という。）に対し、本制度 II・本制度 III の 2024 年度業績賞与に相当するもの及び IIJ グローバル対象取締役等に対し、2024 年度業績賞与に相当するものとして、金銭報酬債権合計 127,383,503 円（処分する当社普通株式 48,834 株に相当、うち対象取締役に支給するものは当社普通株式 16,915 株に相当）を支給するとともに、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを、2025 年 5 月 23 日開催の取締役会にて決議いたしました。その内訳は以下のとおりです。

	処分先及びその人数並びに処分株式の数	金銭報酬債権
2024 年度 業績賞与 (本制度 II)	当社の取締役（業務執行役取締役に限る）7 名 8,709 株 当社の執行役員 19 名 9,768 株	48,197,260 円
2024 年度 業績賞与 (本制度 III)	当社の取締役（業務執行役取締役に限る）7 名 8,206 株 当社の執行役員 19 名 10,277 株	48,212,911 円
2024 年度 業績賞与	当社子会社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）6 名 7,787 株 当社子会社の執行役員 4 名 4,087 株	30,973,332 円

【本制度 II 及び本制度 III の概要】

対象取締役等は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について発行又は処分を受けます。本割当株式 1 株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その概要は、下記「3. 本割当契約の概要」とおりです。なお、IIJ グローバルにおけるスキームも上記と基本的には同様ですが、IIJ グローバル対象取締役等は、IIJ グローバルから支給された金銭報酬債権（なお、当社は、当該金銭報酬債権に係る IIJ グローバル対象取締役等に対する債務について債務引受けをする。）の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式について発行又は処分を受けます。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、払込期日（2025 年 6 月 11 日）から当社の取締役又は執行役員のいずれの地位をも退任する時点まで。また、IIJ グローバル対象取締役等は、払込期日（2025 年 6 月 11 日）から IIJ グローバルの取締役又は執行役員のいずれの地位をも退任する時点まで。

(2) 譲渡制限期間の解除条件

当社は、対象取締役等については、譲渡制限期間の開始日から継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを条件として、IIJ グローバル対象取締役等については、譲渡制限期間の開始日から継続して、IIJ グローバルの取締役又は執行役員の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する（対象取締役等及び IIJ グローバル対象取締役等が死亡した場合には、譲渡制限は解除され、譲渡制限が解除された本割当株式は対象取締役等の相続人に相続されることとする）。

(3) 非違行為等

対象取締役等が譲渡制限期間中又は譲渡制限期間満了時に当社が正当と認める理由以外の理由により退任した場合又は一定の非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部を無償で取得する場合がある。IIJ グローバル対象取締役等に関する無償取得も上記と同様です。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る

譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結する。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。IIJ グローバル対象取締役等に関する株式の管理も上記と同様です。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

IIJ グローバル対象取締役等に関する組織再編等における取り扱いも上記と同様です。

(6) 達成状況に応じた無償取得（クローバック）及び追加付与（本制度 III のみ）

中期経営計画最終年度において、1 年及び 2 年目の各種目標の達成状況及びそれに応じた支給率が大幅に低下する場合は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、当社は、本制度 III に基づいて既に交付した譲渡制限株式の一部を無償取得するものとする（クローバック）。また、中期経営計画最終年度において、1 年及び 2 年目の各種目標の達成状況及びそれに応じた支給率が大幅に向上する場合は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、当社は、本制度 III に基づいて最終年度において算出される付与株式数について一定の追加付与を行うことが出来るものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日（2025 年 5 月 22 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,608.5 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。なお、処分価額に処分する株式数を乗じた結果、1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げるものとします。

以上